藤庄印刷株式会社にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領完了について

2013年1月18日株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ株式及び債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称 藤庄印刷株式会社(以下「対象事業者」という。)

2. 経緯

対象事業者につきましては、2011年2月3日に株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。)第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年4月28日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

同年6月には、藤庄印刷株式会社(旧会社)において事業再生計画に沿って会社分割が行われ、当該手続に際して機構は10百万円の現金出資等により藤庄印刷株式会社(新会社)の議決権割合の100%にあたる普通株式を取得していました。

なお、会社分割後の旧会社(山形不動産土地管理株式会社)は、事業再生計画に沿って清算手続を完了しております。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般インテグラーレ株式会社への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年2月6日までに株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても弁済受領が完了する予定です。

(注) 株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、10 百万円の現金出資等により、議決権割合の 100% にあたる普通株式 200 株を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 3,631 百万円の債権に関し、会社分割手続を経て、金融機関等から 364 百万円の債権買取を行い、担保処分による一部弁済 (4 百万円) を受けていましたが、今般、残債権額に当たる 360 百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣: 意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆インテグラーレ株式会社

住所 : 山形県山形市東原町四丁目1番19号

代表者 : 小嶋信一

設立 : 2012年12月12日

資本金 : 1,000万円 (2012年12月末日現在)

主な事業内容:・各種コンサルティング業務

・企業の経営管理業務および指導 他